定　款　及　び
規　程　集

令和８年 10 月作成

一般社団法人全日本学生馬術連盟

目　次

１．一般社団法人全日本学生馬術連盟定款　1

２．一般社団法人全日本学生馬術連盟役職員及び会員倫理規程　18

３．一般社団法人全日本学生馬術連盟役員等候補者推薦規程　23

４．一般社団法人全日本学生馬術競技会規程　26

５．一般社団法人全日本学生馬術連盟表彰規程　60

６．一般社団法人全日本学生馬術大会会長杯授与規程　63

７．一般社団法人全日本学生馬術連盟旅費規程　64

８．大学乗馬飼育補助交付規程　68

９．優秀乗馬奨励費及び地区予選会補助費交付規程　71

１０．一般社団法人全日本学生馬術連盟騎乗者資格制度　72

１１．一般社団法人全日本学生馬術連盟指導者資格制度　74

一般社団法人全日本学生馬術連盟　定款

第１章　総　則

（名称）

第１条　本法人は、一般社団法人全日本学生馬術連盟（以下「本法人」という。）と称する。

（事務所）

第２条　本法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　本法人は、わが国における学生馬術の中央団体であって、競技の公正と愛馬精神を重んじ、学生馬術の堅実な発展と普及を図り、もって学生の心身の健全な発達に寄与し、また、わが国の馬術界をはじめ社会に貢献できる人材の養成に努め、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

（事業）

第４条　本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）馬術競技会の開催

（２）講習会、研修会及び審査会等の開催

（３）他の団体が実施する馬術等に関する各種事業への協力及び連携

（４）その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　会　員

（会員）

第５条　本法人は、次項に掲げる各地区の学生馬術連盟又は学生馬術協会（以下「地区連盟」という。）に加盟している大学馬術部を会員として構成する。

２　前項に規定する地区連盟並びに管轄区域は、次のとおりとする。

地　区	管轄区域
北日本	北海道、青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、福島県
関　東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
中　部	新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
関　西	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国・四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九　州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

3　第1項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第6条　本法人に入会しようとする大学馬術部は、理事会が定める入会申込書を、当該地区連盟を通じて本法人に提出し、理事会の審議を経て、社員総会（以下、「総会」という。）の承認を受けなければならない。

2　入会を承認された大学馬術部は、承認を受けた日から1週間以内に入会金10万円を本法人に納入するものとする。

（会費）

第7条　会員は総会で決定される年会費を毎年4月30日までに納入しなければならない。

（会員の罰則）

第8条　本法人は、会員が会員としての義務を怠り、又は会員としての体面を汚し、本法人の運営上支障を来したと認められたときは、理事会の決議に基づき、次の各号の罰則を適用することができる。

（1）戒告

（2）本法人主催事業への一定期間参加停止

（退会）

第9条　本法人を退会しようとする会員は、理事会が定める退会申込書を、当該地区連盟を通じて本法人に提出し、理事会の審議を経て、総会の承認を受けなければならない。

2　本法人を退会した大学馬術部が、再入会しようとする場合は、新たに入会と同等の手続きを行わなければならない。

（除名）

第 10 条　会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

（1）この定款その他の規則に違反したとき

（2）本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

（3）その他除名すべき正当な事由があるとき

（会員資格の喪失）

第 11 条　前 2 条のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（1）解散したとき

（2）第 7 条の支払義務を 1 年以上履行しなかったとき

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第 12 条　会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2　会員がその資格を喪失しても、既に納付した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 4 章　総　会

（総会）

第 13 条　総会は、法人法上の社員総会であって、すべての会員をもって構成する。

2　総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

（権限）

第 14 条　総会は、次の事項について決議する。

（1）理事及び監事の選任又は解任

（2）公益社団法人日本馬術連盟の理事として推薦する者及び公益社団法人日本馬術連盟の正会員としての権利を行使する者の選任

（3）事業計画及び収支予算の承認

（4）計算書類の承認

（5）会員の入会及び退会の承認

（６）定款の変更

（７）会員の除名

（８）その他、法令又はこの定款で定められた事項

（種類及び開催）

第 15 条　本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

２　　通常総会は、毎年 2 回（事業年度開始前及び事業年度終了後 2 ヶ月以内）開催し、臨時総会は必要がある場合に随時開催する。

（招集）

第 16 条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

２　総会を招集するときは、開催日の１週間前（法人法第 38 条第１項第３号又は　第４号に掲げる事項を定めた場合には 2 週間前）までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、会員に通知を発しなければならない。

３　前項の書面による通知の発出に代えて、会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

（会員による招集の請求）

第 17 条　総会員の議決権の 10 分の１以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

２　会長は、前項の請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

（議長）

第 18 条　総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、理事長、副理事長又は常務理事がこれに代わる。

（決議）

第 19 条　総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（1）会員の除名

（2）監事の解任

（3）定款の変更

（4）解散

（5）その他法令で定められた事項

（議決権の代理行使）

第 20 条　会員は、他の会員を代理人としてその議決権の行使を委任することができる。この場合、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本法人に提出しなければならない。

2　前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

（決議及び報告の省略）

第 21 条　理事又は会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2　理事が会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことにつき会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第 22 条　総会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、議長及び出席した会員の中から選出された議事録署名人 2 名が記名押印又は電子署名のうえ、本法人に原本を保存し、写しを各会員、理事及び監事に送付するものとする。

第 5 章　役員等

（役員の設置）

第 23 条　本法人に、次の役員を置く。

（1）理事　25 名以内

（2）監事　2 名以上 3 名以内

2　理事のうち 1 名を会長、1 名を理事長とし、副理事長、常務理事各若干名を置くことができる。

3　前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、理事長、副理事長、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第 24 条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2　会長、理事長、副理事長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3　各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係がある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

4　その他、役員の選任に関して必要な事項は、理事会において別に定める役員選任規則に定めるものとする。

（理事の職務及び権限）

第 25 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を行う。

2　会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。

3　理事長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

4　理事長、副理事長、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5　会長、理事長、副理事長、常務理事は、毎事業年度ごとに 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務・権限）

第 26 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第 27 条　理事の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2　監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとし、増員として選任された理事の任期は、その選任時に在任する他の理事の任期の満了する時までとする。

4　理事及び監事は、第 23 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 28 条　理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬等）

第 29 条　理事及び監事は、無報酬とする。

2　理事及び監事には、費用を弁償することができる。

（名誉会長及び顧問）

第 30 条　本法人に、名誉会長 1 名及び顧問若干名を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、理事会が推薦し、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、意見を具申することができる。

（部長、監督及び指導者）

第 31 条　会員は、当該大学の教職員を部長（又は顧問）として置くものとする。

2　会員は、当該大学学長が承認した者を監督として置くものとする。ただし、他の会員の監督と兼任することはできない。

3　会員は、日本スポーツ協会公認馬術指導者、日本馬術連盟認定指導者、全国乗馬倶楽部振興協会認定乗馬指導者又は本法人認定指導者のいずれかの資格を取得している者を、指導者として 1 名以上置くものとする。

（部長・監督会）

第 32 条　本法人の諮問機関として、会員の部長（又は顧問）及び監督で構成する、部長・監督会を置くことができる。

2　部長・監督会は、会長の諮問に応じ、意見を具申することができる。

3　部長・監督会は、会長が必要と認めたとき、総会の開催等にあわせて招集するものとする。

（幹事）

第 33 条　幹事の選任等は、本定款とは別に会長が定める規則により定める。

2　幹事長及び副幹事長は、総会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。

第 6 章　理事会

（構成）

第 34 条　本法人に理事会を置く。

2　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第 35 条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の職務を行う。

（1）本法人の業務執行の決定

（2）理事の職務執行の監督

（3）会長、理事長、副理事長、常務理事の選定及び解職

（4）規則・規程の制定、変更及び廃止

（5）会員の罰則に関する事項の決定

（6）総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

（招集）

第 36 条　理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会において予め定めた順序により理事長又は常務理事が理事会を招集する。

2　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を開催日の 1 週間前までに、書面又は電磁的方法により、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

3　前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）

第 37 条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等による支障があるときは、副理事長がこれに代わる。

2　　前項の場合において、副理事長に事故等による支障がある場合あるいは副理事長が不在の場合は、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事が議長となる。

（決議）

第 38 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議及び報告の省略）

第 39 条　理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2　理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

3　前項の規定は、第 25 条第 5 項の規定による報告には適用しない。

（議事録）

第 40 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長、理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第 7 章　委員会

（委員会）

第 41 条　本法人は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

2　委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 8 章　資産及び会計

（事業年度）

第 42 条　本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（経費）

第 43 条　本法人の経費は、次の各号の収入によって賄われる。

（1）会費

（2）助成金又は補助金

（3）寄付金品

（事業計画及び収支予算）

第 44 条　本法人の事業計画、収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

（事業報告及び決算）

第 45 条　本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）損益計算書（正味財産増減計算書）

（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

２　前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号の書類については通常総会にその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については通常総会の承認を受けなければならない。

第 9 章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 46 条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第 47 条　本法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金の処分の制限）

第 48 条　本法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

（残余財産の帰属）

第 49 条　本法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章　表　彰

（表彰）

第 50 条　本法人が行う表彰は、別に定める。

第 11 章　事務局

（事務局の設置）

第 51 条　本法人の事務を処理するため事務局を設置し、所要の職員を置くことができる。

2　事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3　事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4　事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

第 12 章　公告の方法

（公告の方法）

第 52 条　本法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 13 章　雑　則

（委任）

第 53 条　この定款に定めるもののほか、本法人の運営に必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

第 14 章　附　則

（最初の事業年度）

第 54 条　本法人の最初の事業年度は、本法人成立の日から 2021 年 3 月 31 日までとする。

（設立時の主たる事務所の所在場所）

第 55 条　本法人の設立時の主たる事務所の所在場所は、以下のとおりとする。

東京都中央区新川二丁目 6 番 16 号　馬事畜産会館内

（設立時の役員）

第 56 条　本法人の設立時の理事、監事及び代表理事は次のとおりとする。

設立時理事　山内英樹、橋本茂、新垣恒則

設立時監事　上條弘次

設立時代表理事　山内英樹

（設立時の社員の氏名及び住所）

第 57 条　本法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所　東京都世田谷区瀬田二丁目 28 番 14 号

氏名　山内英樹

住所　横浜市港北区綱島東二丁目 14 番 16 号

氏名　橋本茂

住所　神戸市東灘区西岡本二丁目 25 番 2-405 号

氏名　新垣恒則

以上、一般社団法人全日本学生馬術連盟を設立するため、設立時社員　山内英樹、橋本茂、新垣恒則の定款作成代理人である　司法書士　石川幸太　は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和３年１月５日

設立時社員　山内英樹

設立時社員　橋本茂

設立時社員　新垣恒則

東京都新宿区新宿一丁目５番６号

１５６御苑ビル　４階

上記３名代理人　司法書士　石川　幸太

一般社団法人全日本学生馬術連盟休会規程

（目的）

第1条　この規程は、一般社団法人全日本学生馬術連盟（以下「本法人」という。）の定款第６条「入会」の補足として休会について定めるものとする。

（趣旨）

第2条　会員において経済的・人員的に存続が困難になった場合、将来的に復活の可能性がある場合、当該地区連盟を通じて本法人に提出し、理事会の審議を経て社員総会（以下、「総会」という。）の承認を受けなければならない。

（休会期間）

第3条　休会は一年単位とする。

２．　休会を伸ばすときは、前年度の総会での承認を得なければいけない。

３．　休会期間は最大５年とする。

（休会中の会費）

第4条　休会中は年会費の納入を免除する。

（休会中の権利）

第5条　休会中は一切の権利を行使できない。

（復活）

第6条　休会中の会員が復活を希望するときは当該地区連盟を通じて本法人に提出し、理事会の審議を経て総会の承認を受けなければいけない。

２．　復活に際して再入会金は必要としない。

（改廃）

第７条　本規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

１　この規則は、令和３年２月２１日より施行する。

様式第１号

入会申込書

年　　月　　日

一般社団法人全日本学生馬術連盟

会長　　殿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿大学

学長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

＿＿＿＿＿＿＿大学馬術部

部長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

一般社団法人全日本学生馬術連盟への加盟について

本学馬術部の発足に伴い、一般社団法人全日本学生馬術連盟に加盟したく、下記のとおり申請します。

記

（１）活動場所及び活動状況

（２）部員数

（３）繋養馬頭数

（４）監督氏名

（５）指導者氏名（取得資格）

（６）連絡先

（住所、氏名、電話番号、FAX 番号、メールアドレス等を記入してください）

様式第２号

退会申込書

年　　月　　日

一般社団法人全日本学生馬術連盟

会長　　殿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿大学

学長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

＿＿＿＿＿＿＿＿大学馬術部

部長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

一般社団法人全日本学生馬術連盟からの退会について

本学馬術部は、下記の理由により一般社団法人全日本学生馬術連盟から退会したく申請します。

記

理　由

様式第３号

休　会　申　込　書

年　　月　　日

一般社団法人全日本学生馬術連盟

会長　　殿

大学

学　長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

大学馬術部

部　長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

本学馬術部は下記の理由により一般社団法人全日本学生馬術連盟を休会したく申請します。

記

理　由

様式第４号

再入会申込書

年　　月　　日

一般社団法人全日本学生馬術連盟

会　長　　殿

＿＿＿＿＿＿＿＿大学

学長＿＿＿＿＿＿＿＿印

＿＿＿＿＿＿大学馬術部

部長＿＿＿＿＿＿＿＿印

一般社団法人全日本学生馬術連盟への再加盟について

本学馬術部の再発足に伴い、一般社団法人全日本学生馬術連盟に加盟したく、下記のとおり申請します。

記

（１）活動場所及び活動状況

（２）部員数

（３）繋養馬頭数

（４）監督氏名

（５）指導者氏名（取得資格）

（６）連絡先

（住所、氏名、電話番号、FAX 番号、メールアドレス等を記入してください。）

一般社団法人全日本学生馬術連盟役職員及び会員倫理規程

（目的）

第１条　この規程は、一般社団法人全日本学生馬術連盟（以下「本法人」という。）の役員・職員（以下「役職員」という。）及び会員が遵守すべき倫理に関する事項を定めることにより、もって本法人に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

（役員・職員及び会員の範囲など）

第２条　この規程において「役員」とは、本法人規約（以下「規約」という。）第 11 条に規定する役員ならびに第 26 条及び第 27 条に規定する委員会委員をいう。

２　この規程において「職員」とは、本法人事務局職員をいう。

３　この規程において「会員」とは、規約第５条第１項に規定する会員（所属する者を含む。）をいう。

４　この規程において「地区連盟」とは、規約第５条第２項に規定する地区学生馬術連盟（又は協会）をいう。

５　この規程において「事実調査」とは、役職員、会員及び関係者からの事情聴取、資料等の提出を求めることなど、事実を明らかにするために行われる一切の行為をいう。

（基本的責務）

第３条　役職員及び会員は、規約第３条に規定する本法人の目的を達成するため、その使命にふさわしい倫理を自覚して行動しなければならない。

（遵守事項）

第４条　役職員及び会員は、日常の行動について常に公私の別を明らかにし、その役職や地位を利用して自らの私的な利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

２　役職員は、本法人の活動に関連し、関係業者等やその職務の行使の対象となる者から一切の利益や便宜の供与を受ける等の社会的疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

３　役職員は、職務上知り得た情報を特定の者に対して有利に用いる等の不当な利用をしてはならない。

４　役職員は、補助金、助成金等の会計処理に関し、適正な処理を行い、目的外の流用

や不正行為を行ってはならない。

5　役職員及び会員は、暴力行為、いじめ、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、差別、暴言、その他人権尊重の精神に反する言動を行ってはならない。

6　役職員及び会員は、暴力団などの反社会的勢力の構成員となってはならず、反社会的勢力と交際及び取引してはならない。

7　役職員及び会員は、賭博、強盗、恐喝、窃盗、強制わいせつ、暴行など刑事罪を犯してはならない。

8　役職員及び会員は、麻薬及び向神経薬取締法に違反する行為、ならびにドーピング防止に違反する行為を行ってはならない。

9　役職員及び会員は、名誉を重んじ、常に品位を高め、本法人の信頼を維持するよう努めなければならない。

１０　役職員及び会員は、正当な理由なく第 11 条の事実調査を拒んではならない。

（実効担保体制）

第 5 条　この規程の実行を担保するため、本法人に倫理委員会と相談窓口を置き、地区連盟に相談窓口を置く。

（倫理委員会）

第 6 条　倫理委員会の構成は、次のとおりとする。

（1）委員長　　1 名（本法人理事長）

（2）委員　3～5 名（本法人副理事長、本法人監事もしくは学識経験者）

2　委員は委員長が候補者を選出するものとし、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3　委員の委嘱期間は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4　倫理委員会は、次の事項を所掌する。

（1）綱紀粛正を図るための改善意見を会長に具申すること。

（2）第 11 条に規定する事実調査及び審査を行い、懲罰の原案を作成して会長に意見具申すること。

（3）この規程の遵守の徹底を図ること。

5　倫理委員会は、第 11 条に規定する場合のほか、委員長が必要と認めるとき随時召集する。

6　倫理委員会の事務局は、本法人に置く。

7　この規程に定めるもののほか、倫理委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が

倫理委員会に諮って定める。

（相談窓口・相談員）

第 7 条　役職員及び会員からなされた苦情相談に対応するため、本法人及び地区連盟に相談窓口を設置し相談員を置く。

2　倫理委員会委員長（以下「委員長」という。）は、相談員男女各 1 名と補助相談員男女各 1 名を指名する。

3　相談員は、苦情相談の対応に際し、複数で当たるものとする。なお、苦情申立者が希望する場合は、同性の相談員と補助相談員が対応する。

4　相談員は、相談内容を委員長に報告する。

5　相談員は、委員長の指示を受け第 11 条に規定する事実調査を行う。

6　補助相談員は、相談員を補助する。

（苦情相談の申し出）

第 8 条　役職員及び会員は、相談窓口又は倫理委員会に対して苦情相談を行うことができる。

（日馬連との協調等）

第 9 条　倫理委員会は、公益社団法人日本馬術連盟（以下日馬連という。）会員に関する苦情の相談があったときは、速やかに日馬連倫理委員会に報告し、日馬連相談員と協調して事実調査などに対応するものとする。

2　本法人は、前項の事実調査を行い、懲罰を科した場合には、その内容を日馬連に報告するものとする。

（懲罰の種類）

第 10 条　本規程による懲罰の種類は次のとおりとする。

（1）役員

①解任　②戒告

（2）職員

①解雇　②停職　③減給　④戒告

（3）会員

①除名　②資格、登録の取り消し　③資格、登録の停止　④戒告

（事実調査及び処分等）

第 11 条　役職員及び会員に第 4 条の規定に違反するおそれがあると認められる場合、倫

理委員会は直ちに事実調査を開始し、その行為を防止する。

2　役職員及び会員に第 4 条の規定に違反する行為があったと疑うに相当な理由がある場合、倫理委員会は直ちに事実調査を行う。

3　前 2 項の調査の結果、役職員及び会員に第 4 条の規定に違反する行為があったと認められた場合、会長は、倫理委員会の報告を受けて理事会に諮り、第 10 条に規定する懲罰を科す等の必要な措置を講ずるものとする。ただし、規約に定めがある場合は、それに従う。

4　第 4 条の規定に違反する行為があったと疑われる職員から辞職の申出があった場合、会長は、前 2 項の事実調査と処分がなされるまで辞職の承認を保留する。

5　本法人は、処分を決定した際、懲罰対象者及び当該者が会員に所属する者の場合は、会員並びに所属する地区連盟に処分内容、処分理由を文書にて通知する。

6　本法人は、苦情申立者に、調査、処分等の結果を文書にて通知する。

（利害関係者の排除）

第 12 条　苦情申立者又は懲罰対象者と利害関係にある者は、当該事案処理の対応にあたることはできない。

（苦情申立者のプライバシー保護）

第 13 条　当該事案における苦情申立者の個人情報の取り扱いは、日馬連個人情報保護規程に準拠するほか、必要な場合を除いて匿名とする。

（苦情申立者に対する不利益扱いの禁止）

第 14 条　本法人は、苦情申立者が申し立てをしたことを理由に、苦情申立者等に対して不利益な扱いをしないものとする。

2　本法人は、苦情申立者等に対して不利益取り扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、本規程により処分することができる。

（不正目的の申し立て禁止）

第 15 条　苦情申立者は、不正の利益を得る目的、本法人又は第三者に損害を与える目的、その他不正の目的で申し立てを行ってはならない。

2　本法人は、前項に該当する申し立てを行った者に対し、本規程により処分することができる。

（懲罰対象者の弁明・仲裁付託）

第 16 条　本法人による最終的な処分決定にあたっては、最終決定以前に、懲罰対象者及び

当該者が会員に所属する者の場合は会員に弁明の機会が与えられる。

2　本法人の最終的な処分決定に対し、当該者は一般財団法人日本スポーツ仲裁機構に仲裁を付託することができる。

（復権）

第 17 条　除名又は資格、登録取り消しの処分を受けた会員が、再度資格取得又は登録しようとする場合は、違反行為をしない旨の誓約書を提出し、理事会で審議し措置されるものとする。

（その他）

第 18 条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

附則　この規程は、平成 25 年 5 月 19 日から施行する。

平成 26 年 6 月　9 日　一部改正

一般社団法人全日本学生馬術連盟役員等候補者推薦規程

（目的）

第１条　この規程は、一般社団法人全日本学生馬術連盟（以下「本法人」という。）の定款第 23 条 1 項記載の役員等の候補者推薦について、必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第２条　委員会の委員（以下「委員」という。）は 11 名以下とし下記の者とする。

１．	会長	1 名
２．	理事長	1 名
３．	各地区会長	6 名
４．	幹事長	1 名
５．	会長推薦委員	1～2 名

（委員会の招集）

第３条　委員会は会長が招集する。

（委員会）

第４条　委員会に委員長（以下「委員長」）を置く。委員長は委員の互選によるものとする。

２　委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

３　委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことが出来ない。

４　委員会の議事は非公開とする。

（委員会の職務）

第５条　委員会が審議する事項は次のとおりとする。

（２） 定款 23 条に定める役員候補者の推薦

（３） 日馬連の理事として推薦する者、及び正会員として権利を行使する者の推薦

（４） その他会長が必要と認めた事項

（役員の推薦）

第６条　各地区は２名の理事候補を、幹事長は自身を含む理事候補を委員会開催前までに事務局に提出する。

（役員候補者リスト）

第７条　学識経験者役員候補者リスト（以下「役員候補者リスト」という。）は、会長が作

成する。

（役員候補者名簿の提出）

第８条　委員長は審議終了後遅滞なく役員候補者名簿を事務局に提出する。

（補則）

第９条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

（改廃）

第１０条　本規則の改廃は、理事会の決議を持って行う。

附則 この規則は、令和 3 年 2 月 21 日より施行する。

役員候補者推薦名簿

職　　名	区　　分	氏　　名
地区理事	北日本	
	関　東	
	中　部	
	関　西	
	中国四国	
	九　州	
学生理事	幹事長	
	北日本	
	関　東	
	中　部	
	関　西	
	中国・四国	
	九　州	
学識経験者理事	―	
監事	―	

日馬連理事	―	
日馬連正会員	―	

一般社団法人全日本学生馬術競技会規程

第１条　緒　言

本規程は、一般社団法人全日本学生馬術連盟（以下本法人という。）が主催する競技会の規程を詳細に明示したものである。　（へ）（わ）

第２条　運　営

本法人の主催する競技会はその実行委員会によって運営される。　（わ）

第３条　登録及び競技参加資格

１．部員の登録

（１）本法人の会員は、各地区学生馬術連盟を通じ部員の登録を行うこと。その際に学生証の写しを添付すること。　（わ）（そ）

２．選手の競技参加資格

（１）前項により部員の登録を行った者で初回登録時から４年以内とする。ただし、大学院生及び通信教育学生の参加は認めない。

（わ）（お）

（２）全日本学生馬術大会エントリー締め切り日までに部員登録料 1,000 円を納入している者。

（３）全ての競技会（国内外）において、選手は本法人に加入する当該大学馬術部以外の所属名を使用することはできない(海外で行われる国際競技会及び日本代表派遣選手、国民スポーツ大会は除く。ただし、都道府県等の強化選手等の指定を受け、前記競技会以外に出場する場合は、事前に報告し、本法人の承認を得ること）　（を）(か)(お)

（４）騎乗者は、（公社）日本馬術連盟騎乗者資格 B 級以上又は本法人制定 SA 級資格を持っていること。全日本学生馬術連盟制定 SA 級資格については別に定める。　（に）（と）（り）（お）（ま）

３．馬匹の登録

（１）会員は繋養馬匹を本法人に登録すること。　（わ）

（２）登録と同時に前年度全日本学生馬術大会又は地区の大会（各地区主催の競技会）に参加した馬匹は 6,000 円、その他 8,000 円の登録料を納入するこ

と。

（３）繋養馬匹とは学生が直接飼育管理している部所有の馬匹に限る。部員が通える唯一の活動場所か、あるいは活動場所、飼育管理場所を借用地『乗馬クラブ等』を使用している大学は登録馬匹全頭を同一場所にて飼育していること。ただし、大学のキャンパスが複数存在し、かつ当該大学から申出がある場合には、学生が活動場所に通う負担を軽減することを目的に、各キャンパスに最寄りの場所での飼育を理事会の承認により認めることがある。これを保証するため、馬匹は当該年度の 4 月 30 日までに（公社）日本馬術連盟に部所有馬として乗馬登録すること。違反した場合は当法人の登録を抹消することができる。ただし合宿や休養馬等は除く、合宿・休養期間は原則 30 日以内とし、その期間を過ぎる場合は当法人に理由及び繋養先を明記の上、届け、審査、承認を得ること。審査により登録抹消を勧告することがある。　　（わ）（か）（た）（お）

（４）繋養馬匹の所属団体名は登録大学名とする。全日本学生三大大会終了後に、当年の 12 月まで所属団体を変更して競技に出場した場合は優秀乗馬等の表彰から除外する（ただし、国スポ・県対抗試合・全日本高等学校馬術連盟及びその傘下団体・日本乗馬少年団連盟及びその傘下団体の主催競技会を除く）

（に）（と）（を）（わ）（か）（う）（ま）

４．馬匹の競技参加資格

（１）該当年度の 4 月 30 日までに本法人に登録されている馬匹。　　（わ）

（２）人馬の帰属が一致していること。

（３）全日本学生馬術選手権大会及び全日本学生馬術女子選手権大会に使用する馬匹は第 3 条 3 を満たしていなくともよい。　　（に）（と）

第 4 条　　総　則

１．本法人の主催する馬術競技会とは、次のとおりである。

（１）全日本学生馬術大会

ア．全日本学生賞典馬場馬術競技大会

イ．全日本学生賞典障害馬術競技大会

ウ．全日本学生賞典総合馬術競技大会

エ．全日本学生第 3 課目 A 馬場馬術競技大会

オ．全日本学生 M―D 障害馬術競技大会

（2）全日本学生馬術選手権大会

（3）全日本学生馬術女子選手権大会

（4）その他、当法人が承認した競技会等　　（と）（そ）（な）（ら）（お）

2．実施計画

（1）次期実施場所については、その年度競技会終了までに決定されなければならない。

（2）次期実施時期については、その年度競技会終了までに競技専門委員会で案を作成し、その年度の最終理事会にて決定されなければならない。（と）

（3）全日本学生馬術競技会への出場人馬数の地区割りについては、別紙 1 に定める選考基準により選定する。　　（い）

（4）各競技会実施要項は競技専門委員会で審議され競技会開催 2 ヶ月前までに提示されなければならない。　　（と）

（5）競技種目又は競技内容を大幅に変更する場合は前年度理事会の承認を得なければならない。

3．実行委員会

実行委員会は競技会の一切の責任を有するものとする。ただし、以下特に示す職責を除く。

4．審判団

（1）競技場審判団は競技を技術的に審判し、その競技者の個人及びチームの最終順位決定を行う。

（2）上訴委員会は本法人会長を議長とし、本法人理事（学生･卒業生を含む）実行委員会役員、日本馬術連盟代表（本法人推薦理事）及び馬術競技会に精通した資格のある者、法律問題に詳しい者をもって構成される（最大限 4 名以内）

（3）上訴委員会は、競技場審判団の採決に関する上告事項全部を最終的に裁定する。

（4）上訴委員会は、競技場審判団の採決に反対する申立を提出すべき場所を指定することがある。これは現場で裁定審判を行わない場合のためである。

（5）上訴委員会の裁定は決定的で上告はできない。ただし第 13 条（2）に示す場合はこの限りでない。

（6）技術代表

技術代表の職責は主に次のとおりである。

ア．技術代表は任命を受けたときから競技会終了までの管理、運営面全ての準備に承認を与えることが求められる。

イ．コースと競技場を点検し、技術観点から細部に至るまでに諸規定に合致していることを確認する。

ウ．競技場、コース又は競技実施に伴う技術的細部について何らかの変更が必要だと考えた場合、実行委員会とコースデザイナーに指示する権限をもつ。

エ．準備が整った旨を審判長に伝えた後は、競技実施の技術面における監督業務で競技場審判団を補佐する。

第 5 条　競技運営の指定

本法人理事会はその年度第 1 回理事会において実行委員長を指定しなければならない。ただし、上訴委員については会長が指名するものとする。

（お）

第 6 条　競技登録

各参加大学は、各地区連盟の規程に基づいて第 4 条 1.（1）のア 及びオ（障害)、イ及びエ（馬場)、ウ（総合）に割り当てられたそれぞれの競技枠数の倍数の人馬まで競技登録できる。又、申込締切後の競技登録人馬の変更については認めない。

（に）（へ）（と）（た）（く）

第 7 条　申　込

1．実行委員会は別紙 1 の出場人馬地区配分数算出法によって各地区連盟に配分枠を割り当てる。各地区連盟は自地区の規程に基づいて各加盟大学に配分枠を割り当てる。各大学への最大配分枠は障害、総合競技は 5 枠、馬場競技は 4 枠とする。各大学は第 6 条に基づき各地区連盟を経由し申し込むこと。申込み締め切り後の各大学への配分枠数変更は認めない。　（と）（く）

（1） 賞典馬場馬術競技大会：各大学は自校配分枠数内で賞典馬場馬術競技

３課目 A 馬場馬術競技に申し込める。但し、人馬は重複出来ない。
又、賞典競技においては第 9 条(2)a における予選会基準を満たした馬のみとする。又、両競技合わせ運営許容総数は約 40 頭 とする。
（ら）（ゐ）（お）（く）

（２） 賞典障害馬術競技大会：各大学は自校配分枠数内で賞典障害馬術競技、M―D 障害馬術競技に申し込める。但し、人馬は重複出来ない。又、賞典競技においては第 9 条(１)a における予選会基準を満たした馬のみとする。又、両競技合わせ運営許容総数は約１００頭とする。
（な）（ら）（ゐ）（お）（く）

（３）賞典総合馬術競技大会：各大学は自校配分枠数内で賞典総 合馬術競技に申し込める。但し、人馬は重複出来ない。又、第 9 条 (3)における予選会基準を満たした人馬のみとする。本大会の運営 許容総数は約 70 頭とする。 （な）（ゐ）（お）（く）

（４）選 手 権 大 会：最大許容数 33 名

（５）女子選手権大会：最大許容数 33 名

なお、申し込みは、競技会開始の 30 日前までに、別に定める申込用紙をもって行う。 （そ）

２．競技参加料の納入

申し込みと同時に、実施要項に定める競技参加料を納入しなければならない。

３．申込の点検

実行委員会は、申し込みの有効無効を少なくとも最初の競技開始 30 日前までに点検しなければならない。 （そ）

４．個人参加 （三大大会）

個人参加の人馬は各校最大 2 人馬までとし、各競技者につき馬匹 2 頭まで申し込むことができる。

第 8 条 人馬の変更

（１）選手及び馬匹は競技開始前の打合せ会において各競技に登録した人馬に変更することができる。但し、各賞典競技において変更する場合は第 9 条予選会基準を満たしている事。

（２）障害、馬場馬術競技は打合せ会において出場クラスを変更する事が出来る。

但し、賞典競技に変更する場合は第9条予選会基準を満たしている事。

（3）申込締切後に各大学に与えられた枠数の変更は認めない。　（く）

第9条　地区予選会基準・能力証明書（地区学生馬術連盟会長推薦状）

各地区は各推薦チーム、選手、馬匹について、下記の地区予選会基準により選出され、出場を認めることを証明するために、別に定める様式により、能力証明書を提出しなければならない。(別紙２）　（ら）

地区予選会基準

（1） 障害馬術競技

a.賞典障害馬術競技の予選は日本馬術連盟公認障害競技会規程における中障害C基準以上で行われ、完走した馬から賞典障害馬術競技出場馬を選出する事。

b.M―D障害馬術競技出場馬の選出は地区予選基準で選出する事。

＊コースデザイン図を本法人に提出すること。

（2） 馬場馬術競技

a.賞典馬場馬術競技の予選は全日本学生賞典馬場馬術課目で実施され、得点率54 %以上を獲得した馬の中から、賞典馬場馬術競技出場馬を選出する事。

b.全日本学生第3課目A馬場馬術競技出場馬の選出は地区予選基準 で選出する事。

（3） 総合馬術競技

総合馬術競技を実施し、クロスカントリーを完走した人・馬の中から、全日本学生賞典総合馬術競技大会への出場人・馬を選出する事。又、日本馬術連盟公認総合競技会及び本法人が認定したクロスカントリーを完走した人・馬は、選出を認める。人・馬の組合せを固定しない。

（4） その他

推薦する地区会長は、参加頭数が地区の総枠数に満たない場合には、余った枠を本法人に返上すること。各地区への返上枠の再割振りは、大会実行委員会が行う。　（な）（ら）（お）（く）

2. 能力証明書　別紙2のとおり　（ら）

第 10 条　賞　　典

全日本学生馬術大会、全日本学生馬術選手権大会及び全日本学生馬術女子選手権大会の表彰については、次によるものとする。

（１） 賞典馬場馬術競技大会（農林水産大臣杯）

ア．団体　　優勝、２位、３位

イ．個人　　優勝以下、決勝出場人馬を表彰する。

（２） 第３課目Ａ馬場馬術競技大会（会長賞）

個人　　優勝、２位、３位を表彰し、出場人馬の４分の１を入賞とする。

（３） 賞典障害馬術競技大会（NHK 杯、アイルランド大使杯）

ア．団体　　優勝、２位、３位

イ．個人　　優勝以下、出場人馬の４分の１を表彰する。

（４） M―D 障害馬術競技大会（会長賞）

個人　　優勝、２位、３位を表彰し、出場人馬の４分の１を入賞とする。

（５）賞典総合馬術競技大会（文部科学大臣杯、大野乾杯）

ア．団体　　優勝、２位、３位

イ．個人　　優勝以下、出場人馬の４分の１を表彰する。

（６）３種目団体（内閣総理大臣杯、会長杯、優勝旗）

団体　　優勝、２位、３位、４位、５位、６位、７位、８位

（７）選手権大会（東久邇宮賞、文部大臣牌、農林水産大臣杯、千玄室杯）

個人　　優勝、２位、３位、４位、５位、６位、７位、８位、９位

（８）女子選手権大会（常陸宮妃杯、千玄室杯）

個人　　優勝、２位、３位、４位、５位、６位、７位、８位、９位

（つ）（な）（の）（お）（ま）

第 11 条　出場及び服装

（１）出場順

第４条（１）ア、イ、ウの各競技会の出場順は、実行委員会代表者列席のもとに抽選で決める。抽選はチーム及び個人の出場順を決定するもので、チームで参加している代表者は、その競技者を出場させようとする順序を指定する権利を有する。この出場順は、抽選後直ちに実行委員会事務局にエントリー用紙にて提出しなければならない。このエントリーが最終的なものとなる。全日本

学生馬術選手権大会、全日本学生女子選手権大会の出場順は、第 42 条・第 43 条に定める。

なお、抽選を行う順序は問わない。　（た）

（２）服装

服装に関することは、日本馬術連盟競技会規程（以下、JEF 競技会規程という。）の諸規程を適用する。

ただし、障害馬術競技会（選手権および女子選手権の障害馬術を含む）においては、エアーベスト又はボディプロテクターいずれかの着用を必須とする。総合馬術競技のクロスカントリー競技においては、ボディプロテクターの着用、メディカルカードの携帯を義務づけ、エアーベストの使用はこれを推奨する。

（ゐ）（お）

第 12 条　責　　任

実行委員会は、馬、選手、馬取扱人又はその他の人に事故・病気が突発することがあっても、これには何等、責任を負わない。　（に）

第 13 条　異議申立

異議申立の資格のあるものは、本法人理事、各校監督及び主将に限定され、詳細に筆記して提出しなければならない。異議申立は、その事項に応じ競技審判長及び上訴委員長に宛て提出する。

（１）競技審判長宛てのもの

ア．競技者又は馬匹の資格については、競技前の打合せ会

イ．違反等に関するものは、成績発表後 30 分以内

ウ．競技成績・順位に関するものは、成績発表後 30 分以内（ただし、馬場馬術の得点に関するものは除く）

（２）上訴委員会宛てのもの

競技審判団の下した決定に対する上訴が出た場合、競技場審判団再審請求がない限り、上訴委員会の決定が最終のものとなる。その他の場合には、上訴審判委員会の決定が最終のものとなる 。

（３）競技審判団は、成績発表後 30 分間は競技場に留まること。

（４）競技者の資格に関しての異議は、大会後 15 日以内であれば異議の申し立てができる。この内容に関しては、理事会で審議する。

Ⅰ　馬 場 馬 術 競 技 会

第 14 条 この競技会は本規程に定められた以外は、最新の「FEI 馬場馬術競技会規程」「JEF 競技会規程」を適用する。

大会期間中の騎乗は、その学校に帰属した学生で第 3 条に基づき登録を完了した者に限り認められる。　（い）（に）（う）

第 15 条　参　　加

賞典馬場馬術競技大会

１．団体参加の各校は競技者 3 名以上、最大 4 名まで、各競技者につき馬匹 1 頭を申し込むことができる。

２．個人参加の人馬は各校最大 2 人馬までとし、各競技者につき馬匹 1 頭までとし申し込むことができる。

第 3 課目 A 馬場馬術競技大会

１．選手と馬は個人参加のみとし、競技者と馬匹は、賞典馬場馬術競技と重複して参加することはできない。　（る）（を）（な）（の）（お）（く）

第 16 条　馬場馬術運動課目

賞典馬場馬術競技大会

この競技大会の馬場馬術運動課目は「全日本学生賞典馬場馬術課目 2023（JEF 馬場馬術競技第 5 課目 A 2022」で第 1 回目を行い、1 回目の結果が 1～10 位の人馬により決勝競技「FEI 自由演技ヤングライダー馬場馬術課目 2006（2009 年改定・2022 年更新版)」を実施する。

第 3 課目 A 馬場馬術競技大会

この競技大会の馬場馬術運動課目は「JEF 馬場馬術競技第 3 課目 A 2022」を 1 回実施する。　（い）（に）（へ）（を）（わ）（か）（よ）（な）（ら）（う）（の）（お）

第 17 条　出場順

賞典馬場馬術競技大会

（1）第 1 回目

ア．大学出場順は出場大学の総数に相当する番号の中より抽選を行い決定する。

イ．選手出場順は抽選による大学出場順及び各大学より申告された順番に従い、さらに出場選手構成人数の多い大学より出場する。

（2）決勝

第 1 回目の成績のリバースオーダーとする。第 1 回目の順位が同じ場合は、第 1 回目の出場順序にならう。

第 3 課目 A 馬場馬術競技大会

出場順は賞典馬場馬術競技大会（1）第 1 回目に準じ決定する。

（と）（な）（お）（や）

第 18 条　順　　位

賞典馬場馬術競技大会

（1）個人

第 1 回目の 1～10 位が決勝競技を行い、決勝競技の最高得点率者を 1 位、次点者を 2 位として、以下それにならう。決勝競技に出場しなかった選手は第 1 回目の成績により順位を決定する。なお、同点の場合は JEF 競技会規程を適用する。

（に）（と）（を）（か）（な）（う）（の）

（2）団体

「全日本学生賞典馬場馬術課目 2023（JEF 馬場馬術競技第 5 課目 A 2022）」において、3 選手の総得点率が高いチームを上位とする。出番表発表後に獣医学的理由や、選手の体調不良等で棄権した選手は、失権と同等する。

（に）（へ）（を）（わ）（か）（よ）（な）（ら）（の）（お）

（3）入賞は満点の 50%以上の得点があること。　　（い）（に）（と）

（4）失権の得点率は 0%とする。　（ほ）（へ）（の）

第 3 課目 A 馬場馬術競技大会

（1） 最高得点率者を 1 位、次点率者を 2 位として以下それにならい順位を決定する。

（2） 入賞者は満点の 50%以上の得点があること。　（な）（お）

Ⅱ　障害馬術競技会

第 19 条　この競技会は本規程に定められた以外は、最新の「FEI 障害馬術競技会規程」「JEF 競技会規程」を適用する。

大会期間中の騎乗は、その学校に帰属した学生で地区大会開催までに登録を完了した学生に限り認められる。　（い）（に）（う）

第 20 条　参　加

賞典障害馬術競技大会

１．団体参加の各校は競技者 3 名以上、最大 5 名まで、各競技者につき馬匹 1 頭を申し込むことができる。

２．個人参加の人馬は各校最大 2 人馬までとし、各競技者につき馬匹 1 頭までとし申し込むことができる。（ら）（う）（の）（く）

M―D 障害馬術競技大会

１．選手と馬は個人参加とする。競技者と馬匹は賞典障害馬術競技と重複して参加することはできない。　（り）（る）（を）（な）（う）

第 21 条　採点方法　（JEF 規程を採用し、採点は JEF236 条基準 A を適用）

賞典障害馬術競技大会は 2 回走行で行われる。

M―D 障害馬術競技大会は 1 回走行で行われる。

（い）（ろ）（に）（ほ）（へ）（と）（ぬ）（を）（な）（の）

第 22 条　障害の高さ及び巾、経路

賞典障害馬術競技大会

JEF 競技会規程の中障害 B を適用し、障害個数は、13 障害・16 飛越以内とする。水濠障害を設置する場合がある。この場合水濠の奥行は、3.50m以内とし、実施要項に記載する。

M―D 障害馬術競技大会

JEF 競技会規程の中障害 D を適用する。

（い）（に）（を）（な）（う）（お）

第 23 条　出場順

賞典障害馬術競技大会

（1）第 1 回目走行

ア．大学出場順は、出場大学の総数に相当する番号の中より抽選を行い決定する。

イ．選手出場順は抽選による大学出場順及び各大学より申告された順番に従い、さらに出場選手構成人数の多い大学より出場する。　（く）(や)

（2）第 2 回目走行

団体上位 6 校以外の選手を第 1 回目走行の個人成績のリバースオーダーとし出場順を確定し、その後に団体上位 6 校選手の走行を行う。団体上位 6 校を第 1 回走行終了時の団体成績リバースオーダーでチーム出場順を確定し、各チーム内での出場順もリバースオーダーとする。チーム構成選手数が多い大学からチーム順に従い走行する。団体上位 6 校以外の第 1 回目走行減点 0 の選手は団体上位 6 校選手走行最後 2 ターン前に走行する。

M―D 障害馬術競技大会

出場順は賞典障害馬術競技大会（1）第 1 回目走行に準じ決定する。

（と）（か）（な）（や）

第 24 条　順　位

賞典障害馬術競技大会

1．個人

（1）第 1 回目走行及び第 2 回目走行の減点とタイムを通算し、順位を決定する。

（2）最小減点者が複数いた場合はジャンプオフ（基準A）を 1 回行い、順位

を決定する。

その他の順位については、2 回走行における減点合計とタイム合算によって順位を決定する。（ろ）（へ）（な）（お）

2．団体

（1）団体の第 1 回目走行の上位 3 名の競技者の減点に、第 2 回目走行の上位 3 名の競技者の減点を合計した総減点の少ないチームを上位とする。出番表発表後に獣医学的理由や、選手の体調不良等で棄権した選手は、失権と同等とする。

（2）同点の場合は、走行時間の総和の少ないチームを上位とする。

（3）さらに同点・同タイムの場合は同順位とする。

（4）団体として参加している選手は、第 1 回目走行で失権しても、第 2 回目走行に出場することができる。

（5）団体で参加している選手が失権した場合は、減点 500 点が与えられる。

M―D 障害馬術競技大会

（1） 走行減点とタイムで順位を決定する。

（2） 同減点・同タイムの場合は同順位とする。

（い）（ろ）（に）（と）（な）（の）（お）

第 25 条　本競技会における準備運動場の逆標旗飛越は、1 回目は罰金、2 回目は失権とする。（を）

Ⅲ　総 合 馬 術 競 技 会

第 26 条　この競技会は本規程に定められた以外は、最新の「FEI 総合馬術競技会規程」「JEF 競技会規程」を適用する。

大会期間中の騎乗は、その学校に帰属した学生で地区大会開催までに登録を完了した学生に限り認められる。　（い）（に）（う）

第 27 条　参　加

1．選手と馬は、個人枠と団体枠を重複して参加することはできない。

2．各校は競技者最大 5 名まで、各競技者につき馬匹 1 頭を申し込むことができる。

3．個人参加の人馬は各校最大 2 人馬までとし、各競技者につき馬匹 1 頭まで申し込むことができる。

4．第 1 回目のホースインペクションには、各団体につき 1 頭の予備馬を参加させることができる。　（る）（を）（お）（く）

第 28 条　競技種目

1．馬場馬術競技　（そ）

2．クロスカントリー競技　（そ）

3．障害馬術競技　（そ）

第 29 条　出場順

1．大学出場順は、出場大学の総数に相当する番号の中より抽選を行い決定する。

2．選手出場順は抽選による大学出場順及び各大学より申告された順番に従い、さらに出場選手構成人数の多い大学より出場する。

3．馬場馬術競技・クロスカントリー競技における出場順は統一する。障害馬術競技における出場順は、クロスカントリー競技までの成績によるリバースオーダーとする。ある競技で失権した人馬は以降の競技に出場できない。

（つ）（う）（く）（や）

第 30 条　順　位

１．個人　　（１）各審査の減点を合計した点数の少ないものを上位とする。

（２） 2 名以上の選手が同点となった場合は以下の通りに順位を決定する：

a) クロスカントリー競技で障害減点、タイム減点、および他の減点があった場合にはこれらを含めたクロスカントリースコアの最も良い選手

b) 馬場馬術競技で審判員の合計点数が最も良い選手

c) クロスカントリータイムが規定タイムに最も近い選手

d) 障害減点とタイム減点を含めた障害馬術スコアが最も良い選手

e) 障害馬術競技で最も速いタイムの選手

f) 馬場馬術競技で「人馬コンビネーションのハーモニー」の点数の合計が最も高い選手

g) それでもなお同点の場合は最終順位において同順位とする

２．団体　　団体の上位選手 3 名の減点を合計し、減点の少ないものを上位とする。同点の場合には、第 3 位の選手の減点の少ない方のチームを上位とする。団体で参加している選手が失権、もしくは第 1 回目のホースインスペクションの結果、出場を取り消した場合は、減点 1000 点が与えられる。　　（お）

A．総合馬術馬場馬術競技

第 31 条　全日本学生賞典総合馬場馬術課目 2024 （2024 FEI EVENTING CCI1*
DRESSAGETEST B）で行う。
（む）（の）（く）

第 32 条　計算方法は、JEF 競技会規程 第 544 条に従う。　（む）（う）（お）

B．総合馬術クロスカントリー競技

第 33 条　この審査はクロスカントリー競技にて行う。

第 34 条　距離及び速度
JEF 公認競技 EV95 に準ずる。
（そ）（ね）（む）（く）

第 35 条　経路の公示及び下見
クロスカントリー競技の経路は、競技前の打合せ会にて全競技者にこれを示す。すべての障害及び競技者の守るべき標旗及び標柱は、競技者が下見のときには、正確な位置に設置されていなければならない。なお、競技者は、これを移動、修正することはできない。これに反する競技者は失格となる。

第 36 条　クロスカントリー競技における採点方法は、JEF 競技会規程 第 548 条に従う。
（う）（お）

C．総合馬術障害馬術競技

第 37 条　高さ、巾及び全長

JEF 公認競技 EV95 に準ずる。

（ね）（む）（く）

第 38 条　採点方法

採点方法は、JEF 競技会規程 第 553 条に従う。　（お）

第 39 条　本競技会における準備運動場の逆標旗飛越は、1 回目は罰金、2 回目は失権とする。　（を）

第 42 条　主催競技会において参加団体、参加団体関係者、選手等による各種違反行為が認められた場合、大会会長が指名したパネルにより JEF 競技会規程第 132 条に則り制裁を与える。　（く）

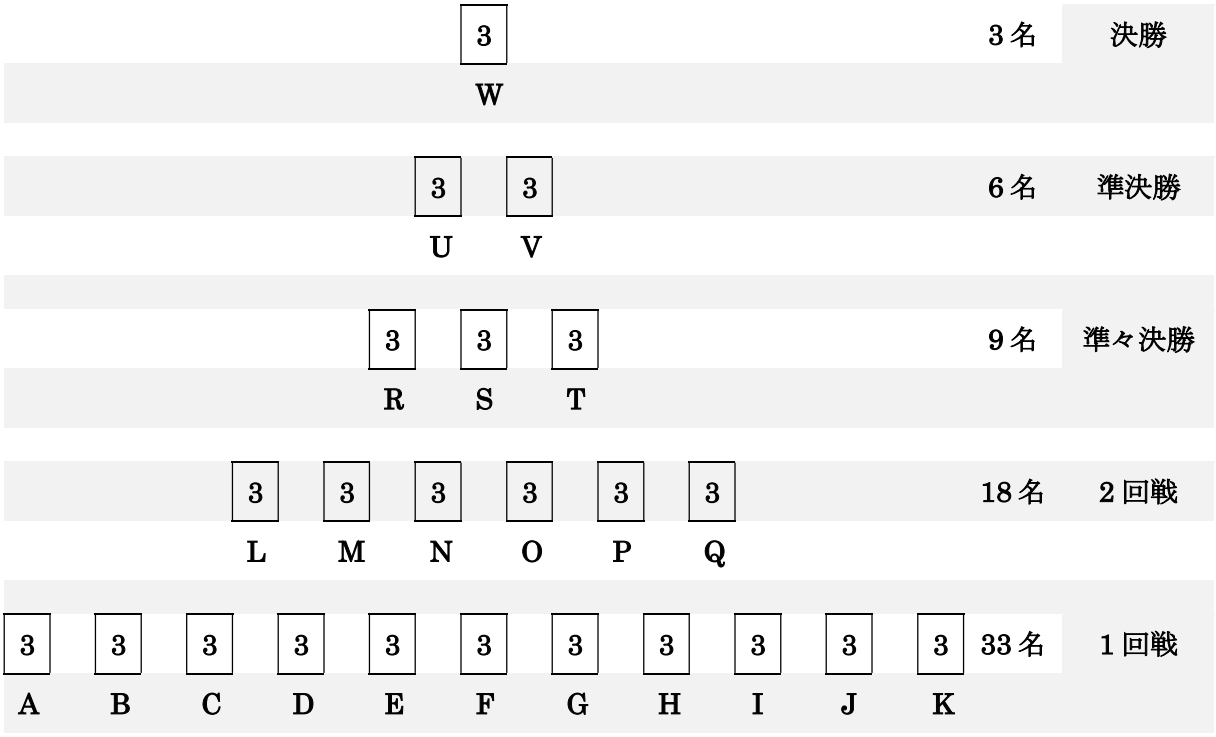
Ⅳ　全日本学生馬術選手権大会

第 40 条　実施方法は貸与馬にて「FEI 競技会規程」「JEF 競技会規程」により下記の通りとする。

１．本大会の出場選手は、全国 6 地区から選抜された 33 名とする。　（は）（つ）

２．上記 33 選手を 1 ブロック 3 名からなるブロック（A・B・C･･･I・J・K）に分け、1 回戦・2 回戦・準々決勝・準決勝・決勝を設けトーナメント形式で行う。同ブロック 3 名のうち、最上位の選手を勝ち残りとし、第 3 位の選手は敗退とする。第 2 位の全選手は同ブロック最上位の選手との得点差を昇順で並べ、上位の選手から次回戦に進める人数までを勝ち残りとする。得点差が同点の場合は同順位とする。同点で勝ち残りに関わる場合は、同一馬で競った場合について JEF 競技会規程を適用する。それでも同点の場合は、競技会規程第 40 条（14－ア）を適用する。　（ほ）（と）（そ）（つ）（の）（お）

３．（トーナメント図は別紙参照）



（1）1回戦　　全日本学生馬術連盟制定

学生選手権馬場馬術課目 2018　　1鞍乗　使用馬匹 11 頭

（2）2回戦　　学生選手権馬場馬術課目 2018　　1鞍乗　使用馬匹 6 頭

（3）準々決勝　学生選手権馬場馬術課目 2018　　1鞍乗　使用馬匹 3 頭

障　害　　1鞍乗　使用馬匹 3 頭

※開催場所での馬場面積・馬匹状況に鑑み、障害競技を準々決勝より実施する準決勝より実施するかについて、要項にて明示する。

（4）準決勝　　全日本学生馬術連盟制定

学生馬術選手権馬場決勝課目 2018　1鞍乗　使用馬匹 2 頭

障　害　　1鞍乗　使用馬匹 2 頭

（5）決勝　　全日本学生馬術連盟制定

学生馬術選手権馬場決勝課目 2018　　1鞍乗　使用馬匹 1 頭

障　害　　1鞍乗　使用馬匹 1 頭

1回戦―2回戦―準々決勝―準決勝―決勝へと、一段階進出する度に抽選してブロック・出場順番を決める。　　（に）（へ）（を）（か）（つ）（ら）（の）

準々決勝					
	馬 選手	ア号(馬場)		イ号(障害)	
Rブロック	①	1鞍目	出番1番	3鞍目	出番9番
	②	2鞍目	出番4番	2鞍目	出番6番
	③	3鞍目	出番7番	1鞍目	出番3番
	馬 選手	ウ号(馬場)		エ号(障害)	
Sブロック	①	1鞍目	出番2番	3鞍目	出番8番
	②	2鞍目	出番5番	2鞍目	出番5番
	③	3鞍目	出番8番	1鞍目	出番2番
	馬 選手	オ号(馬場)		カ号(障害)	
Tブロック	①	1鞍目	出番3番	3鞍目	出番7番
	②	2鞍目	出番6番	2鞍目	出番4番
	③	3鞍目	出番9番	1鞍目	出番1番

準決勝					
	馬 選手	キ号(馬場)		ク号(障害)	
選手権 Uブロック	①	1鞍目	出番3番	3鞍目	出番12番
	②	2鞍目	出番7番	2鞍目	出番8番
	③	3鞍目	出番11番	1鞍目	出番4番
	馬 選手	ケ号(馬場)		コ号(障害)	
選手権 Vブロック	①	1鞍目	出番4番	3鞍目	出番11番
	②	2鞍目	出番8番	2鞍目	出番7番
	③	3鞍目	出番12番	1鞍目	出番3番
	馬 選手	サ号(馬場)		シ号(障害)	
女子選手権 Uブロック	①	1鞍目	出番1番	3鞍目	出番10番
	②	2鞍目	出番5番	2鞍目	出番6番
	③	3鞍目	出番9番	1鞍目	出番2番
	馬 選手	ス号(馬場)		セ号(障害)	
女子選手権 Vブロック	①	1鞍目	出番2番	3鞍目	出番9番
	②	2鞍目	出番6番	2鞍目	出番5番
	③	3鞍目	出番10番	1鞍目	出番1番

決勝					
	馬 選手	ソ号(馬場)		タ号(障害)	
Wブロック	①	1鞍目	出番2番	3鞍目	出番6番
	②	2鞍目	出番4番	2鞍目	出番4番
	③	3鞍目	出番6番	1鞍目	出番2番
	馬 選手	チ号(馬場)		ツ号(障害)	
女子選手権 Wブロック	①	1鞍目	出番1番	3鞍目	出番5番
	②	2鞍目	出番3番	2鞍目	出番3番
	③	3鞍目	出番5番	1鞍目	出番1番

4．準々決勝、準決勝、決勝における採点は、100-馬場得点率（審判員3名の合計得点による）×1.5を馬場減点として障害の減点を合計し総減点とする。

同点時の順位決定方法

1.馬場馬術の得点率が高い者。

2.障害馬術の規定タイムに近い者。

3.馬場馬術の中央値得点率が高い者

それでも同点の場合、準々決勝、準決勝においては以下に従い決勝は同順位とする。

同ブロック3名のうち、最上位の選手を勝ち残りとし、第3位の選手を敗退とする。第2位の全選手は同ブロック最上位の選手との得点差を昇順で並べ、上位の選手から次回戦に進める人数までを勝ち残りとする。得点差も障害のタイムも同じ場合は同順位とする。同点で勝ち残りに関わる場合は、同一馬で競った場合についてJEF競技会規程を適用する。それでも同点の場合は、競技会規程第40条（14－イ）を適用。

（は）（へ）（つ）（ら）（の）（お）（や）

5．馬場馬術は全日本学生馬術連盟制定「学生選手権馬場馬術課目2018」を1回戦・2回戦・準々決勝に、「学生馬術選手権馬場決勝課目2018」を準決勝・決勝に課し、障害の高さは1.00m以上1.20m以内とし、巾は高さに比例したものとする。

障害個数は 10 障害以内でコンビネーションを 2 個以内設ける。

（を）（つ）（ら）（の）

６．抽選は打合せ会にて行う。　（つ）

７．障害飛越の減点は最新の JEF 総合馬術障害馬術競技の規程を適用する。ただし、

反抗　1 回目－4 点、2 回目失権

早着減点　規定タイムより 5 秒以上早着した場合は、

1 秒あるいは端数につき－0.4 点

（は）（に）（へ）（と）（ぬ）（か）（つ）（ゐ）（の）

８．4 位以下の順位決定

準決勝では 4 位～6 位、準々決勝では 7 位～9 位、2 回戦では 10 位～18 位、1 回戦では 19 位～33 位を、各ブロック最上位の選手との得点差に従って順位をつける。　（つ）（の）（お）

９．馬場馬術の失権は、0 点とする。障害馬術の失権点は－200 点とする。

（の）（お）（や）

１０．障害の準備運動

準備運動で障害を飛越できる回数は 2 回までとし、その回数を超えて飛越した場合は失権とする。なお、障害飛越を試み障害の直前で反抗等があった場合、2 回の反抗で飛越 1 回分とする。　（つ）

１１．重大な過失による失権

下記の場合は、当該選手は失権とし、そのブロックにおける最下位とする。

ア．選手の明らかな過失により、馬が負傷し使用不能となった場合

イ．障害の準備運動で、逆標旗飛越をした場合

ウ．打合せ会等で確認した失権とみなされる行為があった場合

このルールの適用にあたっては、審判長は必要に応じて技術代表、審判団、スチ

ュワードと協議し、適用を判断する。（つ）

１２．代馬の使用

負傷等により馬が使用不能になった場合は代馬を使用する。ただし、以下の場合は代馬を使用しない。

ア．同一馬の最終競技者が、選手の過失によって馬を負傷させた場合。

イ．競技の運営が極めて困難となる事態をもたらす場合。

代馬の使用については、競技委員長、技術代表、審判団で協議し、審判長が決定する。

１３．馬の休憩について

（1）障害馬は 1 鞍目から 2 鞍目に騎乗するときには、最低 2 分間のインターバルを使用馬匹に与えることがある。

（2）2 鞍目から 3 鞍目に騎乗するときには、最低 5 分間のインターバルを使用馬匹に与えることがある。（り）（を）

１４．抽選による順位決定

以下の場合は、抽選によって順位を決定する。

ア．1 回戦、2 回戦、（準々決勝）において、最上位選手との得点差が同点で、勝ち残りに関わる場合。（第 40 条 - 2）

イ．準々決勝以上において、最上位選手との得点差が同点、かつ障害馬術において同点、同タイムの場合で、勝ち残りに関わる場合。

（ら）（の）

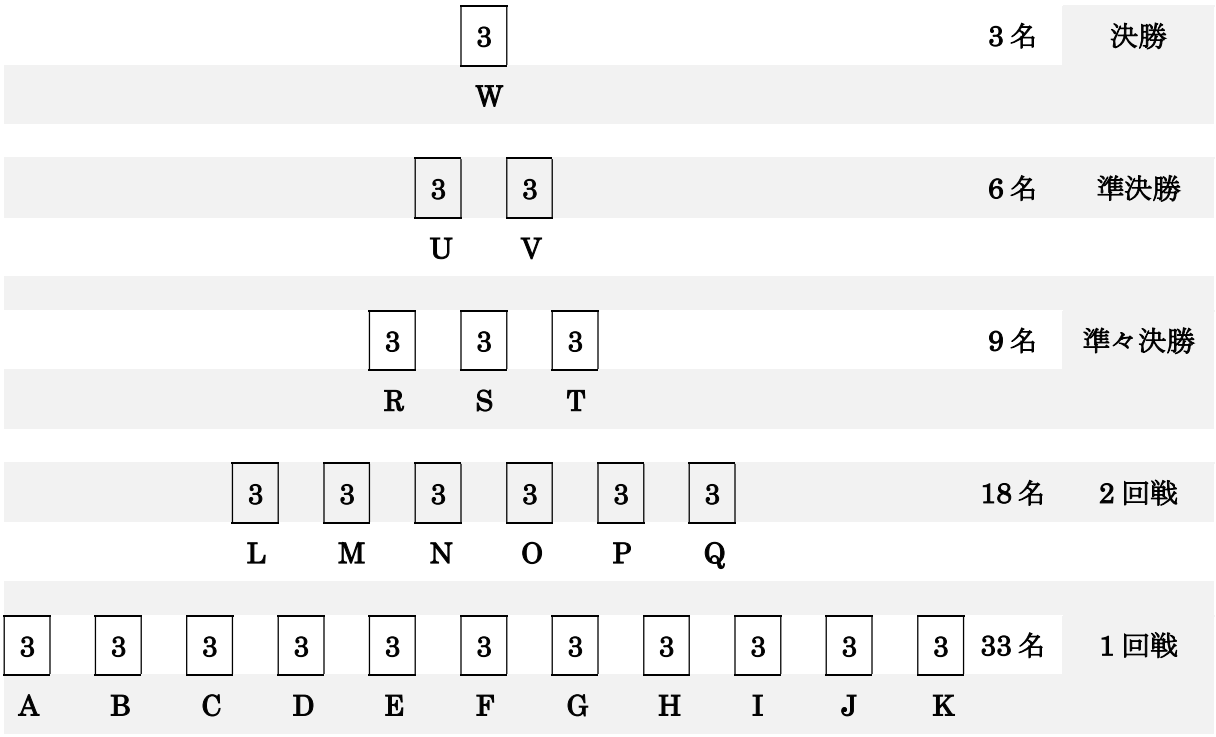
Ⅴ　全日本学生馬術女子選手権大会

第 41 条　実施方法は貸与馬にて「FEI 競技会規程」「JEF 競技会規程」により下記の通りとする。

１．本大会の出場選手は、全国 6 地区から選抜された 33 名とする。なお、「全日本学生馬術選手権大会」と「全日本学生馬術女子選手権」に重複して出場することはできない。　（は）（そ）（つ）（の）

２．上記 33 選手を 1 ブロック 3 名からなるブロック（A・B・C･･･I・J・K）に分け、1 回戦・2 回戦・準々決勝・準決勝・決勝を設けトーナメント形式で行う。ブロック分け・出場順序は抽選により決定する。 同ブロック 3 名のうち、最上位の選手を勝ち残りとし、第 3 位の選手を敗退とする。第 2 位の選手は、最上位の選手との得点差を昇順で並べ、次の対戦に進む人数までを勝ち残りとする。得点差が同点の場合は同順位とする。同点で勝ち残りに関わる場合は、同一馬で競った場合について JEF 競技会規程を適用する。それでも同点の場合は、競技会規程第 41 条（14－ア）を適用する。　（ほ）（と）（つ）（の）（お）

３．（トーナメント図は別紙参照）



（1）1回戦　　全日本学生馬術連盟制定

学生選手権馬場馬術課目 2018　　1鞍乗　使用馬匹 11 頭

（2）2回戦　　学生選手権馬場馬術課目 2018　　1鞍乗　使用馬匹 6 頭

（3）準々決勝　学生選手権馬場馬術課目 2018　　1鞍乗　使用馬匹 3 頭

障　害　　1鞍乗　使用馬匹 3 頭

※開催場所での馬場面積・馬匹状況に鑑み、障害競技を準々決勝より実施する準決勝より実施するかについて、要項にて明示する。

（4）準決勝　　全日本学生馬術連盟制定

学生選手権馬場馬術決勝課目 2018　1鞍乗　使用馬匹 2 頭

障　害　　1鞍乗　使用馬匹 2 頭

（5）決　勝　　全日本学生馬術連盟制定

学生馬術選手権馬場決勝課目 2018　1鞍乗　使用馬匹 1 頭

障　害　　1鞍乗　使用馬匹 1 頭

1回戦―2回戦―準々決勝－準決勝－決勝へと、一段階進出する度に抽選してブロック・出場順番を決める。

（ら）（の）

準々決勝					
	馬 選手	ア号(馬場)		イ号(障害)	
Rブロック	①	1鞍目	出番1番	3鞍目	出番9番
	②	2鞍目	出番4番	2鞍目	出番6番
	③	3鞍目	出番7番	1鞍目	出番3番
	馬 選手	ウ号(馬場)		エ号(障害)	
Sブロック	①	1鞍目	出番2番	3鞍目	出番8番
	②	2鞍目	出番5番	2鞍目	出番5番
	③	3鞍目	出番8番	1鞍目	出番2番
	馬 選手	オ号(馬場)		カ号(障害)	
Tブロック	①	1鞍目	出番3番	3鞍目	出番7番
	②	2鞍目	出番6番	2鞍目	出番4番
	③	3鞍目	出番9番	1鞍目	出番1番

準決勝					
	馬 選手	キ号(馬場)		ク号(障害)	
Uブロック	①	1鞍目	出番3番	3鞍目	出番12番
	②	2鞍目	出番7番	2鞍目	出番8番
	③	3鞍目	出番11番	1鞍目	出番4番
	馬 選手	ケ号(馬場)		コ号(障害)	
Vブロック	①	1鞍目	出番4番	3鞍目	出番11番
	②	2鞍目	出番8番	2鞍目	出番7番
	③	3鞍目	出番12番	1鞍目	出番3番
	馬 選手	サ号(馬場)		シ号(障害)	
女子選手権 Uブロック	①	1鞍目	出番1番	3鞍目	出番10番
	②	2鞍目	出番5番	2鞍目	出番6番
	③	3鞍目	出番9番	1鞍目	出番2番
	馬 選手	ス号(馬場)		セ号(障害)	
女子選手権 Vブロック	①	1鞍目	出番2番	3鞍目	出番9番
	②	2鞍目	出番6番	2鞍目	出番5番
	③	3鞍目	出番10番	1鞍目	出番1番

決勝					
	馬 選手	ソ号(馬場)		タ号(障害)	
Wブロック	①	1鞍目	出番2番	3鞍目	出番6番
	②	2鞍目	出番4番	2鞍目	出番4番
	④	3鞍目	出番6番	1鞍目	出番2番
	馬 選手	チ号(馬場)		ツ号(障害)	
女子選手権 Wブロック	①	1鞍目	出番1番	3鞍目	出番5番
	②	2鞍目	出番3番	2鞍目	出番3番
	③	3鞍目	出番5番	1鞍目	出番1番

4．準々決勝、準決勝、決勝における採点は、100-馬場得点率（審判員3名の合計得点による）×1.5を馬場減点として障害の減点を合計し総減点とする。

同点時の順位決定方法

1.馬場馬術の得点率が高い者。

2.障害馬術の規定タイムに近い者。

3.馬場馬術の中央値得点率が高い者

それでも同点の場合、準々決勝、準決勝においては以下に従い決勝は同順位とする。

同ブロック3名のうち、最上位の選手を勝ち残りとし、第3位の選手は敗退とする。第2位の全選手は同ブロック最上位の選手との得点差を昇順で並べ、上位の選手から次回戦に進める人数までを勝ち残りとする。得点差も障害のタイムも同じ場合は同順位とする。同点で勝ち残りに関わる場合は、同一馬で競った場合についてJEF競技会規程を適用する。それでも同点の場合は競技会規程第41条（14－イ）を適用。　　（つ）（ら）（の）（お）（や）

5．馬場馬術は全日本学生馬術連盟制定「学生選手権馬場馬術課目2018」を1回戦・2回戦・準々決勝に、「学生馬術選手権馬場決勝課目2018」を準決勝・決勝に課し、障害の高さは0.90m以上1.10m以内とし、巾は高さに比例したものとする。

障害個数は 10 障害以内でコンビネーションを 2 個以内設ける。(つ)(ら)(の)

6．抽選は打合せ会にて行う。 (つ)

7.障害飛越の減点は最新の JEF 総合馬術障害馬術競技の規程を適用する。ただし、

反抗 1 回目－4 点、2 回目失権

早着減点 規定タイムより 5 秒以上早着した場合は、

1 秒あるいは端数につき－0.4 点

(は)(に)(へ)(と)(ぬ)(か)(つ)(ゐ)(の)

8． 4 位以下の順位決定

準決勝では 4 位～6 位、準々決勝では 7 位～9 位、2 回戦では 10 位～18 位、1 回戦では 19 位～33 位を、各ブロック最上位の選手との得点差に従って順位をつける。 (つ)

9．馬場馬術の失権は、0 点とする。障害馬術の失権点は－200 点とする。

(つ)(の)(お)(や)

１０．障害の準備運動

準備運動で障害を飛越できる回数は 2 回までとし、その回数を超えて飛越した場合は失権とする。なお、障害飛越を試み障害の直前で反抗等があった場合、2 回の反抗で飛越 1 回分とする。 (つ)

１１．重大な過失による失権

下記の場合は、当該選手は失権とし、そのブロックにおける最下位とする。

ア．選手の明らかな過失により、馬が負傷し使用不能となった場合

イ．障害の準備運動で、逆標旗飛越をした場合

ウ．打合せ会等で確認した失権とみなされる行為があった場合

このルールの適用にあたり、審判長は必要に応じて技術代表、審判団、スチュワードと協議し、適用を判断する。 (つ)

１２． 代馬の使用

負傷等により馬が使用不能になった場合は代馬を使用する。ただし、以下の場合は代馬を使用しない。

ア．同一馬の最終競技者が、選手の過失によって馬を負傷させた場合。

イ．競技の運営が極めて困難となる事態をもたらす場合。

代馬の使用については、競技委員長、技術代表、審判団で協議し、審判長が決定する。

１３． 馬の休憩について

（1）障害馬は 1 鞍目から 2 鞍目に騎乗するときには、最低 2 分間のインターバルを使用馬匹に与えることがある。

（2）2 鞍目から 3 鞍目に騎乗するときには、最低５分間のインターバルを使用馬匹に与えることがある。 （り）（を）

１４． 抽選による順位決定

以下の場合は、抽選によって順位を決定する。

ア．1 回戦、2 回戦、（準々決勝）において、最上位選手との得点差が同点で、勝ち残りに関わる場合。（第 41 条 - 2）

イ．準々決勝以上において、最上位選手との得点差が同点、かつ障害馬術において同点、同タイムの場合で、勝ち残りに関わる場合。

（ら）（の）

附　則　この規程は昭和 52 年 12 月 10 日改正

昭和 53 年 1 月 1 日より施行する。

昭和 54 年 4 月 8 日　　一部改正

昭和 55 年 2 月 3 日　　一部改正

昭和 56 年 2 月 8 日　　一部改正

昭和 58 年 6 月 15 日　　一部改正

昭和 62 年 3 月 1 日　　一部改正

昭和 63 年 2 月 20 日　　一部改正

平成 3 年 3 月 16 日　　一部改正

平成 6 年 4 月 1 日　　一部改正

平成 9 年 3 月 19 日　　一部改正

平成 10 年 5 月 24 日　　一部改正　　（い）

平成 10 年 8 月 26 日　　一部改正　　（ろ）

平成 12 年 1 月 29 日　　一部改正　　（は）

平成 12 年 12 月 17 日　　一部改正　　（に）

平成 13 年 6 月 30 日　　一部改正　　（ほ）

平成 14 年 5 月 26 日　　一部改正　　（へ）

平成 15 年 2 月 2 日　　一部改正　　（と）

平成 16 年 2 月 2 日　　一部改正　　（ち）

平成 17 年 5 月 14 日　　一部改正　　（り）

平成 18 年 2 月 26 日　　一部改正　　（ぬ）

平成 18 年 5 月 21 日　　一部改正　　（る）

平成 19 年 2 月 11 日　　一部改正　　（を）

平成 20 年 5 月 11 日　　一部改正　　（わ）

平成 21 年 5 月 10 日　　一部改正　　（か）

平成 22 年 5 月 9 日　　一部改正　　（よ）

平成 23 年 5 月　8 日	一部改正	（た）
平成 24 年 5 月 13 日	一部改正	（れ）
平成 26 年 6 月　9 日	一部改正	（そ）
平成 27 年 6 月 13 日	一部改正	（つ）
平成 28 年 2 月 28 日	一部改正	（ね）
平成 29 年 9 月 11 日	一部改正（但し平成 30 年度より適用）	（な）
平成 30 年 5 月 6 日	一部改正	（ら）
平成 31 年 2 月 24 日	一部改正	（む）
令和 2 年 7 月 19 日	一部改正	（う）
令和 3 年 5 月 23 日	一部改正	（ゐ）
令和 4 年 5 月 22 日	一部改正	（の）
令和 5 年 5 月 28 日	一部改正	（お）
令和 6 年 2 月 24 日	一部改正	（く）
令和 6 年 5 月 26 日	一部改正	（や）
令和 8 年 5 月 26 日	一部改正	（ま）

別紙１

全日本学生馬術競技会出場人馬地区配分算出法

A　馬場馬術競技会　最大許容数約 40 頭

50％の 20 頭は、前年度成績の 1～20 位の所属地区に配分し、50％の 20 頭は、前年度 7 月 31 日現在の登録繋養馬数に基づき比例配分する。但し、配分枠が 3 頭未満の地区には 3 頭に達するまで特別に枠を与える。　（に）（か）（よ）

B　障害馬術競技会　最大許容数約 100 頭

25％の 25 頭は、前年度成績の 1～25 位の所属地区に配分し、75％の 75 頭は、前年度 7 月 31 日現在の登録繋養馬数に基づき比例配分する。ただし、配分枠が 3 頭未満の地区には 3 頭に達するまで特別に枠を与える。　（に）（よ）

C　総合馬術競技会　最大許容数約 70 頭

25％の 18 頭は、前年度成績の 1～18 位の所属地区に配分し、75％の 52 頭は、前年度 7 月 31 日現在の登録繋養馬数に基づき比例配分する。ただし、配分枠が 3 頭未満の地区には 3 頭に達するまで特別に枠を与える。　（に）（よ）

D　学生馬術選手権大会　最大許容数 33 人

1 名を開催地代表枠とし、32 名を前年度部員登録数に基づき比例配分する。

（に）（と）（つ）（の）（ま）

E　学生馬術女子選手権大会　最大許容数 33 人

1 名を開催地代表枠とし、32 名を前年度女子部員登録数に基づき比例配分する。

（に）（と）（つ）（の）（ま）

別紙２

能力証明証については、各地区主催競技を行った際の、主任審判のサインが入った成績表を各地区から大会終了後、速やかに連盟に提出すること。（障害馬術競技、馬場馬術競技、総合馬術競技において）

但し、総合馬術においては条件を満たすクロスカントリー競技の完走も適用されるため、実施された競技の主任審判のサインが入った成績表を提出すること。

（人ならびに馬の出場条件を満たした場合、全日本学生馬術競技大会への参加が認められる。）　（ら）

一般社団法人全日本学生馬術連盟表彰規程

第１条　この規程は、一般社団法人全日本学生馬術連盟（以下「本法人」という。）が行う表彰について、必要な事項を定めるものとする。ただし、競技会における表彰は、本法人競技会規程による。

第２条　表彰の対象は、次のとおりとする。

（１）学生馬術競技の成績が特に優秀な団体及び個人（監督を含む）

（２）学生馬術競技の成績が特に優秀な馬匹

（３）学生馬術競技会開催に著しく貢献した者

（４）学生馬術の振興に特に顕著な功績のあった人馬

第３条　表彰は、原則として当該年度の事業について行う。

ただし、同一団体・個人並びに馬匹の成績が連続して優秀な場合は、この限りではない。

第４条　第２条の表彰は、次のとおり行うものとする。

（１）団体

本法人の年間ランキングを決定し、上位10団体を表彰する。基準は、別表ランキングポイント表及び全日本学生馬術大会会長杯授与規程第４条による。

（２）選手

本法人の年間ランキングを決定し、上位20名を表彰する。基準は、別表ランキングポイント表による。

（３）馬匹

本法人の年間ランキングを決定し、上位20頭を表彰する。基準は、別表ランキングポイント表による。

（４）監督

全日本学生馬術大会の各種目（馬場馬術競技、障害馬術競技、総合馬術競技）の優勝校の監督を最優秀監督、第２位及び第３位の監督を優秀監督として表彰

する。ただし、各種目を通じて複数の表彰対象に該当している場合は、上位の者を優先し、かつ重複して表彰は行わない。

（5）功労者等

第2条（3）および（4）については、競技・馬匹専門委員会において審議し、理事会の承認を得て、表彰を行うものとする。

第5条　本法人の年間ランキングは、この規程別表に定める基準により作成し、競技・馬匹専門委員会において決定、理事会の承認を得て、総会に報告するものとする。

第6条　表彰は、表彰状、感謝状又は記念品を贈る。

附則　この規程は昭和51年4月11日から施行する。

昭和57年 5月 9日　一部改正

昭和58年6月15日　一部改正

昭和61年2月16日　一部改正

昭和62年 3月 1日　一部改正

昭和63年2月20日　一部改正

平成 3年 3月16日　一部改正

平成 9年 3月19日　一部改正

平成10年5月24日　一部改正

平成15年 2月 2日　一部改正

平成22年 5月 9日　一部改正

平成26年 6月 9日　一部改正

令和 3年 2月21日　一部改正

別表

一般社団法人全日本学生馬術連盟ランキングポイント表（人馬）

A 賞典競技（人馬）・選手権（人）				B 女子選手権（人）				C 選手権・女子選手権（馬）	
順位	ポイント	順位	ポイント	順位	ポイント	順位	ポイント	馬　場	
1	100	26	23	1	50	26	11.5	60%以上	30
2	90	27	22	2	45	27	11	55%以上	20
3	85	28	21	3	42.5	28	10.5	50%以上	15
4	81	29	20	4	40.5	29	10	50%未満	10
5	78	30	19	5	39	30	9.5		
6	75	31	18	6	37.5	31	9		
7	72	32	17	7	36	32	8.5	障　害	
8	69	33	16	8	34.5	33	8	3 完走	30
9	66	34	15	9	33			2 完走	20
10	63	35	14	10	31.5			1 完走	10
11	60	36	13	11	30				
12	57	37	12	12	28.5			（注） ・馬場のみ又は障害のみで複数回使用した場合は、高得点のものをポイントとする。 ・選手権と女子選手権両方に使用した場合でも競技が同じであれば高得点のものをポイントとする。 ・馬場と障害で使用した場合は、両方をポイントとする。	
13	54	38	11	13	27				
14	51	39	10	14	25.5				
15	48	☆　その他 ≪障害≫ 完走　5 点 参加　2 点 ≪総合≫ 完走 10 点 参加　2 点 ≪馬場≫ 45%未満又は 40 位以下は、参加点として 2 点		15	24				
16	45			16	22.5				
17	42			17	21				
18	39			18	19.5				
19	36			19	18				
20	34			20	17				
21	32			21	16				
22	30			22	15				
23	28			23	14				
24	26			24	13				
25	24			25	12				

一般社団法人全日本学生馬術連盟会長杯授与規程

第１条　一般社団法人全日本学生馬術連盟（以下「本法人」という。）は、全日本学生馬術大会において、3 種目団体総合成績の第１位の大学に本法人会長杯を授与する。

第 2 条　3 種目団体総合成績は、馬場馬術競技、障害馬術競技及び総合馬術競技の各競技に得点し、その得点の和の最大の団体が第１位となり、以下これに従うものとする。

第 3 条　得点とは、前条の各競技における個人の順位による表彰規程別表ランキングポイントの合計と、第 4 条に定める各競技の団体順位ポイントの合計をいう。

尚、個人ポイントは各競技最大 3 名の合計とする。

第 4 条　団体順位ポイントは、次のとおりとする。

1 位 70 点、　2 位 60 点、　3 位 51 点、　4 位 43 点、　5 位 36 点、

6 位 30 点、　7 位 25 点、　8 位 21 点、　9 位 18 点、　10 位 16 点

第 5 条　第１位に会長杯および賞状、以下第 8 位まで賞状を授与する。

第 6 条　本法人会長杯の地区予選会への授与基準は、本規程を準用するものとする。

附則　この規程は、令和 3 年 2 月 21 日から一部改正し施行する

令和 7 年 2 月 22 日　一部改正

令和 8 年 2 月 22 日　一部改正

一般社団法人全日本学生馬術連盟旅費規程

（旅費の支給）

第 1 条　この規程は一般社団法人全日本学生馬術連盟の事業運営のため旅行する場合に支給する旅費について定める。

（旅費の種類）

第 2 条　旅費は鉄道賃、船賃、急行料金（特急料金を含む）、宿泊料、日当とする。

（旅費の計算）

第 3 条　旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により支給する。ただし、緊急の場合又は天災、その他やむを得ない理由により通常の経路によることが困難な場合は、実際に利用した経路及び方法により計算する。

（日数の計算）

第 4 条　旅行日数は在勤地等を出発の日から帰着日までの日数とする。

（日当及び宿泊費）

第 5 条　日当は旅行日数に応じ、宿泊料は旅行中の夜数に応じ別表により支給する。

（運　賃　等）

第 6 条　鉄道賃、船賃は普通旅客運賃とする。

第 7 条　急行料金を徴収する路線による旅行の場合は急行料金を、また特別急行列車（新幹線を含む）の運行する路線による旅行で片道 180 キロメートル以上旅行するときは、特別急行料金（新幹線を含む）を支給する。

（航　空　賃）

第 8 条　緊急やむを得ない用務であると認めた場合に限り、航空運賃を支給する。

（近距離出張の日当）

第 9 条　利用交通機関のキロ程が 50 キロメートルを越える地に日帰り旅行するときは、別表の日帰り日当を支給する。

ただし、100 キロメートルを越える日帰り旅行については別表の日当を支給する。

（旅費の調整）

第 10 条　旅行者が他から旅費を支給されたときは、この規程による旅費は支給しない。

（競技会等の旅費）

第 11 条　競技会の旅費については、当該競技会の実行予算の範囲内で次により支給する。

1.学生役員の旅費は次によるものとする。

（1）鉄道賃、船賃及急行料金等については第 6 条、第 7 条により支給する。

（2）宿泊施設を指定した場合は、宿泊料は支給しない（連盟負担）

ただし、やむを得ない事由により他に宿泊する場合は、規程宿泊料の範囲で実際に要した額を支給する。

（3）学生役員で選手として参加する場合の運賃、急行料金等は、往復運賃の半額を支給する。

2.その他の役員旅費については、第 5 条、第 6 条、第 7 条により支給する。

第 12 条　全日本学生馬術三大大会において、競技会役員としての滞在日数が旅行日数を著しく下回る場合は、運賃、急行料金等を調整することができる。

第 13 条　講習会参加旅費については、当講習会実行予算の範囲内で往復運賃、急行料金等の一部を支給することができる。

別　表

区　分	宿　泊　料（上限）	
	A 地区	B 地区
理　事	10,000 円	8,500 円
学 生 理 事	10,000 円	8,500 円

注　A 地区とは宿泊地が東京都（23 区内）、京都市、大阪市、名古屋市、横浜市、神戸市、北九州市、福岡市、札幌市並びにこれから準ずる地区で会長が定めたものをいい、B 地区とは A 地区以外の地区をいう。

競技会役員謝金

審判長	1 日	10,000 円
審判	1 日	8,000 円
コースデザイナー	1 日	10,000 円
チーフスチュワード	1 日	10,000 円
スチュワード	1 日	8,000 円
運営委員（長のつくもの）	1 日	10,000 円
運営委員	1 日	8,000 円
フェンスジャッジ	1 日	3,000 円
装蹄師	別途定める	
獣医師	別途定める	
医師	別途定める	
運営に伴わない役員	1 日	2,000 円
学生役員	1 日	2,000 円

※ここに記載のない役職は事務局で判断する。

（り）（つ）（ゐ）

附　則　この規程は昭和 53 年 3 月 12 日制定、同年 1 月 1 日より実行する。

昭和 55 年 12 月 21 日　一部改正

平成 15 年 2 月 2 日　一部改正　（と）

平成 17 年 5 月 14 日　一部改正　（り）

平成 27 年 6 月 13 日　一部改正　（つ）

平成 3 年 2 月 21 日　一部改正　（ゐ）

令和 6 年　5 月 26 日　　一部改正　　（や）

大学乗馬飼育補助交付規程

第 1 条　この規程は学生馬術の堅実たる発展をはかるため一般社団法人全日本学生馬術連盟（以下「本法人」という。）加盟の大学に飼育される乗馬の飼育補助に関して定めるものとする。

第 2 条　この規程により補助金の交付を受けられる乗馬は次の各号に定めところによる。

（1）当該年度 4 月 30 日現在、本法人に登録されている乗馬であること。

（と）

（2）当該年度 4 月 30 日現在、公益社団法人日本馬術連盟（以下「日馬連」という。）に乗馬登録がされている乗馬であること。

（3）飼育補助は 7 月 31 日現在、登録繋養されている乗馬実数に対し行う。ただし、4 月 30 日現在の登録乗馬数を超えるものは認めない。

（4）4 月 30 日の登録後に廃馬し、7 月末までに新馬の登録手続きを日馬連と本法人で完了させ、引き続き繋養する場合は、補助を行うことができる。ただし、4 月 30 日現在の登録乗馬数を超えるものは認めない。廃馬及び所有者を変更した馬匹は、速やかに本法人に届け出ること。

（と）（か）

（5）飼育補助頭数は下記の通りにする。

ア．前年度の全日本学生馬術大会に参加した大学

（A）2 種目以上にチーム、又は個人で参加した大学　　最大 16 頭

（B）1 種目にチーム、又は個人で参加した大学　　最大 9 頭

イ．全日本学生馬術大会には参加していないが地区大会に参加した大学

最大 8 頭

ウ．ア、イ以外の大学　　最大 3 頭

（と）（る）

エ．予算の範囲内で頭数等を増減することができる。　　（る）

第 3 条　飼育補助金の交付を受けようとする大学馬術部は毎年 8 月 5 日までに乗馬飼育補助金交付申請書及び繋養馬一覧表を、各地区の学生馬術連盟又は学生馬術協会（以下「地区連盟」という。）に提出すること。申請にあたっては当該乗馬のカラー側面写真（E 版：必ず左側から全身写真とする。）を添付すること。（と）（か）

第 4 条　地区連盟は 7 月 31 日現在における各地区大学の乗馬について繋養の有無の確認の上、繋養馬確認報告書を 8 月 31 日までに本法人宛に提出すること。馬匹の確認は、各地区幹事長及び当該大学以外の幹事により第 3 条の該当馬の写真にて実馬確認をし、報告書は地区理事長名にて報告すること。廃馬申請に関しては地区理事長から地区会長に報告する。（か）

第 5 条　飼育補助金は毎年 4 月 30 日現在の登録乗馬及び 7 月 31 日現在の繋養地での登録乗馬頭数及び証拠書類等について確認が行われた後、当該年度の 1 頭あたりの単価に基づき交付する。 ただし、飼育頭数がその年度の予算範囲を超えた場合は、第 2 条の（5）の順序通りに優遇して予算の範囲内で配布する。この単価等の決定については、当該年度中に競技専門委員会に諮り、当該年度中に理事会の承認を得て決定し、総会に報告する。（と）

第 6 条　学生馬匹飼育補助費配分内規を廃止し、本規程を制定する。

第 7 条　本規程に違反して、飼育補助金を受けたことが明らかなときは、当該年度の補助金の返還及び次年度から 2 ヶ年間飼育補助金の交付を停止する。

附　則　　この規程は、昭和 55 年 2 月 3 日より施行する。

平成 4 年　　1 月 11 日　　一部改定

（第 2 条の（5）、第 4 条、第 5 条を改定する）

平成 9 年　　1 月　1 日　　一部改定

（第 2 条の（5）、第 5 条を改訂、第 7 条を追加）

平成 15 年 2 月　2 日	一部改正	（と）
平成 18 年 2 月 26 日	一部改正	（ぬ）
平成 18 年 5 月 21 日	一部改正	（る）
平成 21 年 5 月 10 日	一部改正	（か）
令和 6 年 2 月 24 日	一部改正	（く）
令和 6 年 5 月 26 日	一部改正	（や）

優秀乗馬奨励費及び地区予選会補助費交付規程

第１条　この規程は、一般社団法人全日本学生馬術連盟（以下「本法人」という。）の優秀乗馬奨励費及び地区予選会補助費の交付について、必要な事項を定めるものとする。

第２条　優秀乗馬奨励費は、次の基準により競技専門委員会が選考を行い、理事会の承認を得て交付し、総会に報告する。

（１）優秀乗馬奨励費は、本法人主催競技会の成績優秀な内国産馬を対象として交付する。内国産馬とは、公益社団法人日本馬術連盟（以下「日馬連」という。）が内国産馬として登録している馬をいう。

（２）優秀乗馬奨励費は、Ａ及びＢに区分して交付するものとし、重複して交付しない。

（３）優秀乗馬Ａ奨励費は、本法人表彰規程別表による年間ランキング上位の馬から予算の範囲内で交付する。

（４）優秀乗馬Ｂ奨励費は、毎年４月 30 日に本法人に登録された乗馬頭数にもとづき、あらかじめ定められた頭数の範囲内で各地区の学生馬術連盟又は学生馬術協会（以下「地区連盟」という。）に比例配分した頭数を決定し、地区ごとに年間ランキング上位の馬から予算の範囲内で交付する。

第３条　地区予選会補助費の交付については、次のとおりとする。

（１）地区連盟は、全日本学生馬術大会に出場する者を選考する際に参考とする競技会等（以下「地区予選会」という。）の開催計画（競技名、日程、場所等）を、予め本法人に提出する。

（２）本法人は、地区予選会補助費を予算の範囲内で交付する。

（３）地区連盟は、地区予選会終了後、競技成績を添えて本法人へ報告書を提出する。

附則　この規程は、平成 26 年６月９日から施行する。なお、「優秀乗馬及び競技会参加補助配布規程（昭和 54 年１月１日施行）」は、新規程施行前日をもって廃止する。

令和 ６年 ５月 26 日　　一部改正

一般社団法人全日本学生馬術連盟騎乗者資格制度

１．目的

馬術の基礎となる知識、技能を正しく修得し、徐々に技術を進歩させ競技会に出場できる十分な知識、技能を修得していることを確認し、競技会における事故防止と人馬の安全確保並びに競技会の内容の充実を図るとともに、公益社団法人日本馬術連盟（以下「日馬連」という。）の騎乗者資格にリンクし、日本馬術界の競技力向上の一端を担うことを目的とする。

２．一般社団法人全日本学生馬術連盟（以下「本法人」という。）騎乗者資格の名称

一般社団法人全日本学生馬術連盟騎乗者資格 SA 級（日馬連騎乗者資格 B 級クラス）

３．本法人の競技会出場資格

本法人主催の競技会、各地区の学生馬術連盟又は学生馬術協会（以下「地区連盟」という。）が主催する競技会に出場する者は、本法人騎乗者資格（SA 級）か、日馬連騎乗者資格 B 級以上のいずれかを有していること。

４．受験資格

本法人加盟大学馬術部に所属する騎乗経験を有する部員（学生）

［内容］

① 審査内容は日馬連認定騎乗者資格規程 B 級に準ずる。

＊馬場馬術限定資格は障害を除く。

② いずれかの傷害保険に入っていること。未成年者は保護者の承諾（同意）を要す。

③ 受験会場は、当該大学とし馬場等の大きさは馬術部が使用している馬場とする。（く）

５．審査員

公益財団法人日本スポーツ協会公認指導資格者 1 名・日馬連指導員 1 名・本法人に登録している監督又はコーチ 1 名の計 3 名とする。（ら）

６．合否判定

認定試験終了後、すぐに審査会を開き、合否を判定し文書で通知する。

７．認定手続

騎乗者資格申請書に申請料を振り込んだ明細票を添えて、地区連盟を経由し、本法人に提出する。申請登録料は 1 名 5,000 円とする（内 2,000 円は地区連盟事務費とし 3,000 円を本法人に納入）

８．認定証

認定登録者には本法人の騎乗者資格認定証を発行する。

９．他団体馬術連盟への移行措置

日馬連 B 級ライダーへの移行は、本法人の認定証の写しと所定の料金（移行申請料 6,600 円）を添えて、日馬連に直接申請する（日馬連へ入会していることが必要）。

日本社会人団体馬術連盟 B 級騎乗者資格への移行は、本法人の認定証の写しと所定の料金を添えて、日本社会人団体馬術連盟事務局に提出する。

１０．他団体馬術連盟からの移行措置

下記の他団体の資格を有している者については、騎乗者資格審査会を受験せず、認定手続きをもって登録することができる。

一般社団法人全日本高等学校馬術連盟が認定する HB 級資格所有者。日本乗馬少年団連盟が認定する中級資格取得者。（公社）全国乗馬倶楽部振興協会が認定する技能認定馬場・障害 1 級以上の資格所有者。

騎乗者資格の施行日

平成 17 年 4 月 1 日施行

令和 2 年 7 月 19 日一部改正

令和 3 年 2 月 21 日一部改正

令和 6 年 2 月 24 日一部改正

令和 6 年 5 月 26 日一部改正

一般社団法人全日本学生馬術連盟指導者資格制度

１．目的

本法人の馬術指導者（監督・コーチ等）として、技能の向上はもとより安全な指導、環境づくりのために、あるいは日本スポーツ協会・日本馬術連盟の馬術指導者資格取得の基礎養成として、本法人指導者認定を行うことを目的とする。　　（ら）

２．指導者

本法人の指導者は、日本スポーツ協会・日本馬術連盟・全国乗馬倶楽部振興協会の指導者資格取得者、もしくは本法人が開催する指導者講習会を受講し認定を受けた者（「一般社団法人全日本学生馬術連盟認定指導者」と称する）のいずれかの資格を有することとする。

（ら）

３．登録

本法人加盟大学の監督・コーチ等指導者は、２に記載したいずれかの資格を有する者を１名以上本法人に登録するものとする。

４．講習会

指導者講習会は、本法人が主催し、地区単位で実施する。別途、各地区から要請があれば講師を派遣する。

５．資格取得の条件

本法人加盟の大学馬術部に在籍した卒業生（本法人加盟大学馬術部の卒部生で、指導者資格を有していない者）で、指導者資格未取得の者（監督・コーチ等の就任予定者）その他、加盟大学の特別の推薦があり本法人の指導者資格審査委員会が認めた者。

６．日本馬術連盟認定指導員資格の受講資格

日本馬術連盟認定指導員資格の取得には、日本馬術連盟会員であり、かつ騎乗資格 B 級以上であることが必要である。騎乗資格 B 級は、本法人の SA 級資格証明で移行取得が可能（証明方法については別途本法人騎乗者資格制度を参照）

７．指導者資格審査委員会

本法人は、指導者資格認定のため委員会を設置するものとし、委員は、理事長、副理事長、会長指名の理事 2 名で構成する。

８．講習会講師

指導者講習会の講師は、資格審査委員・日本スポーツ協会・日本馬術連盟・全国乗馬倶楽部振興協会の指導者で構成する。

９．申請登録料

申請登録料は 3,000 円とする。

１０．有効期間

有効期間は検定後 4 年を経過する日の属する年度末とし、以後 4 年毎に更新手続きにより資格が有効になるものとする。

１１．更新

資格の有効期間内に 1 回以上指導者講習会を受講しなければならない。

１２．更新手続き

更新講習を受講した者は、有効期間が満了となる年度に更新申請を行うものとする。なお更新料は必要としない。

指導者資格の施行日

平成 27 年 4 月 1 日施行。

令和 3 年 2 月 21 日　一部改正

指導員資格　様式１　　年　　月　　日

一般社団法人全日本学生馬術連盟会長　殿

指導者資格審査委員会　　殿

大学名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

責任者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先 TEL＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、振込明細書を添付して指導者資格~~申請~~を申請します。

指導者資格申請書

新規　・　更新

フリ　ガナ
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　生年月日 西暦＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

出身大学＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿大学　指導大学＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿大学

役職＿＿監督　・　コーチ　・　その他＿＿

卒業年度 西暦＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿年度卒　馬歴＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿年

住所 〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先＿＿＿＿＿-＿＿＿＿＿-＿＿＿＿＿　携帯 TEL＿＿＿＿＿-＿＿＿＿＿-＿＿＿＿

競技・指導歴・備考

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

受講日（　　年　　月　　日）　受講会場（　　）

審査委員会　・　印　　認定番号（　　）